

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度

③報告方法編

環境省

目次

01 制度概要編

1. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要
2. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象者
3. 報告内容
4. 公表方法

02 算定方法編

5. 排出量の算定方法

03 報告方法編

6. 排出量の報告方法
7. 排出量の公表方法

目次

06

排出量の報告方法

1. EEGSの使い方

2. 報告様式、報告内容

3. 報告期限、提出先、提出方法等

07

排出量の公表方法

6-1

EEGSの使い方

EEGS:省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

EEGSでは、省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出までをワンストップで行うことが可能です。

EEGSを使うメリット

- 複数の事業所から同時の入力が可能
- 提出前にシステムチェックが入るため、報告内容のミスを抑制
- 過去に提出した報告書の内容を確認可能
- 活動量を入力すると、自動で最新の係数で排出量を計算
- ブラウザからアクセス可能

□ログインIDがある場合:<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

□ログインIDがない場合:<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

アカウントの登録方法

◆ EEGSをはじめて利用する場合、ログインIDの発行が必要です。

ステップ1. EEGSの利用を申請する

利用の申請(ログインIDの申請)を、書面(郵送)またはシステム(GビズID)を用いて実施。

申請受理後に、制度所管省庁(環境省・経済産業省)からEEGSの「アクセスキー」が郵送される。

※GビズIDは、全ての法人または個人事業主が利用することが可能です。

GビズIDのご利用方法についてはこちらのリンクをご参照ください。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

ステップ2. EEGSのログインIDを発行する

制度所管省庁より郵送されたアクセスキーを入力して、EEGSのログインIDを発行。

6-2

報告様式、報告内容

温室効果ガス排出量の報告

◆ ガスの種類や事業者の種類により、報告に用いる様式は異なる

温室効果ガスの種類	算定対象者	対象となる条件の概要	報告様式
エネルギー起源CO ₂	特定事業所排出者	省エネ法で指定・認定されている または エネルギー使用量が 原油換算1,500kl以上	省エネ法 定期報告書
	特定輸送排出者	省エネ法で指定・認定されている	
エネルギー起源CO ₂ 以外の 温室効果ガス(6.5ガス)	特定事業所排出者	従業員21人以上 かつ 対象となる各ガスの 排出量が3,000tCO ₂ /年以上 (ガスごとに報告要否を判定)	温対法 様式第1

省エネ法定定期報告書(例:特定-第13表 1)

特定-第13表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
1	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
2	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂

省エネ法定定期報告書(例:特定-第13表 4の4)

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

省エネ法定定期報告書(例:特定-第13表 6の2)

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・ その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・ その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・ その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・ その他
合 計 量		t-CO ₂	—
(うち再エネ電力由来)		t-CO ₂	—
(うち再エネ熱由来)		t-CO ₂	—

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記

温対法様式第1 表紙

様式第1 (第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

報告者 (ふりがな) 住 所 〒
(ふりがな)
氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号。以下「法」という。) 第26条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード									
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号									
<small>(ふりがな)</small> 特定排出者の名称 <small>(前回の報告における名称)</small>									
<small>(ふりがな)</small> 所在地	〒	—	都道 府県	市区 町村					
商標又は商号等									

温対法様式第1 第1表

【特定排出者単位の報告】

排出年度： 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量			
		①燃料の使用に伴うエネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO ₂	④非エネルギー起源CO ₂ (⑤を除く。)
		⑤廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	⑥CH ₄	⑦N ₂ O	⑧HFC
		⑨PFC	⑩SF ₆	⑪NF ₃	⑫エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
—	特定排出者全体	①	②	③	④
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		⑤	⑥	⑦	⑧
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
1	事業の名称	①	②	③	④
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	⑤	⑥	⑦	⑧	
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号	⑨	⑩	⑪	⑫
	当該事業を所管する大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂

報告事項(必須事項 1/2)

変更されている可能性があるため、詳細は最新の様式や算定・報告マニュアルを参照ください。

【1】特定事業所排出者全体の主な報告事項

1. 事業者名、住所、代表者氏名、常時使用される従業員の数、特定排出者コード等
2. 事業内容とその事業(業種)ごとの事業コード
3. ガス別等の温室効果ガス算定排出量(基礎排出量)(事業者の合計及び事業ごとの内訳)
4. 調整後温室効果ガス排出量(調整後排出量)
5. 使用した都市ガス・電気・熱の基礎排出係数及び調整後排出係数の説明
6. 独自の算定方法又は排出係数の説明
7. 排出量の算定に用いた国内認証排出削減量・海外認証排出削減量、非化石電源二酸化炭素削減相当量
8. 排出量の算定に係る情報(使用したクレジットの識別番号、移転日等)
9. 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造に使用した二酸化炭素の量と情報
10. 森林等炭素蓄積変化量に関する情報
11. その他様式で定める事項

報告事項(必須事項 2/2)

変更されている可能性があるため、詳細は最新の様式や算定・報告マニュアルを参照ください。

【2】特定事業所ごとの報告事項

※特定事業所を有する場合のみ報告

1. 特定事業所の名称及び所在地
2. 特定事業所において行われる事業
3. ガス別の温室効果ガス算定排出量(基礎排出量)
4. 独自の算定方法又は係数の説明
5. 使用した都市ガス・電気・熱の排出係数(基礎排出係数)の説明
6. その他様式で定める事項

任意報告の記載事項

◆ 温対法報告様式第1の2(任意)

- 権利利益の保護の請求を行う場合に提出

◆ 温対法報告様式第2(任意)

- 排出量の増減状況その他の関連情報について提供する場合に提出

権利利益保護に係る請求(温対法様式第1の2)

- ◆ 特定排出者は、報告した排出量情報が公表・開示されることにより、権利利益が害されるおそれがあると考えるときに、権利利益の保護について、事業所管大臣に対し請求することができる。
- ◆ 事業所管大臣は、権利利益の侵害についての審査を行い、請求を認めた場合には、合計量のみを通知するなど、排出量情報が逆算されない形で環境大臣及び経済産業大臣(制度所管大臣)に通知する。

権利利益保護に係る請求(温対法様式第1の2)

様式第1の2 (第6条及び第15条関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	
※結果	
※決定通知日	年 月 日

権利利益の保護に係る請求書

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

請求者

(ふりがな)
住 所 〒

(ふりがな)
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

法人番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第27条第1項で定めるところにより合計した量をもって同法第28条第1項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第13号から第15号までのいずれかに掲げる事項

(温室効果ガスの名称等)

t-CO₂

権利利益が害されるおそれがあると思料する理由

権利利益保護に係る請求(温対法様式第1の2)

	(温室効果ガスの名称等)	t-CO ₂
	権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
	権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	
備考	1 ※の欄には、記載しないこと。 2 本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。 3 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。 4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

関連情報の提供(温対法様式第2)

- ◆ 温室効果ガスの排出量に加えて、特定排出者が希望する場合には排出量の増減状況その他の**関連情報**についても併せて提供することができる。



各主体の自主的な排出抑制対策の展開、
排出の状況に対する国民各界各層の理解の一層の促進を期待。

- ◆ 関連情報としては、次の情報のいずれか又は両方を提供できる。
 1. 特定排出者全体に係る情報(事業者ごとに1枚提出可)
 2. 特定事業所のみに係る情報(特定事業所ごとに1枚提出可)

関連情報の提供(温対法様式第2)

様式第2 (第11条及び第19条関係)

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

提供者 住^(ふりがな)所 〒

氏名又は名称^(ふりがな)

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

関連情報の提供(温対法様式第2)

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

(1) 省エネルギーの取組状況

--

関連情報の提供(温対法様式第2)

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

(1) 省エネルギーの取組状況

詳細URL

--

(2) 再生可能エネルギーの使用状況

詳細URL

--

(3) エネルギー転換の状況(電化、燃料転換等)

関連情報の提供(温対法様式第2)

詳細URL

(3) エネルギー転換の状況(電化、燃料転換等)

詳細URL

(4) その他の実施した措置(工業プロセスの変更、農業方法の変更等)

詳細URL

関連情報の提供(温対法様式第2)

詳細URL

4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

(1) 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

関連情報の提供(温対法様式第2)

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

(1) 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

詳細URL

--

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量

	t-CO ₂
--	-------------------

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等）その他の詳細

詳細URL

--

関連情報の提供(温対法様式第2)

(2) 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	

詳細URL

② その他他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

関連情報の提供(温対法様式第2)

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

--

(4) 温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

① 自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材の炭素蓄積を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

--

関連情報の提供(温対法様式第2)

6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報

(1) 温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報

詳細URL

--

(2) 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

詳細URL

--

7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

(1) 気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

関連情報の提供(温対法様式第2)

7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

(1) 気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

目標 1	目標年又は年度		年又は年度
	基準年又は年度		年又は年度

目標詳細 (目標の
対象、目標値等)

目標に対する進捗
状況

詳細URL

関連情報の提供(温対法様式第2)

状況	<input type="text"/>
詳細URL	<input type="text"/>
(2) 気候変動関連の計画に関する情報	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
詳細URL	<input type="text"/>
(3) 気候変動関連の情報開示に関する情報	
① サステナビリティ関連情報開示の実施 (TCFD提言への賛同も含む。)	
<input type="checkbox"/> 実施している	
② 具体的な情報開示の取組状況	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
詳細URL	<input type="text"/>

特定排出者コードの検索

環境省
Ministry of the Environment

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度

HOME 制度概要 算定・報告 集計結果 開示請求 ツール・システム 説明会・検討会

特定排出者コード検索

HOME > 特定排出者コード検索

以下の検索方法にてご確認をお願いいたします。

検索方法①
省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEES)の公表結果から検索

「温室効果ガス排出量算定・報告・公表」で排出量の報告を行っている特定排出者、又は「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」でフロン類算定漏えい量を報告している特定漏えい者の場合は、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEES)公表制度ウェブサイト」の「事業者(事業所)別排出量等の公表」又は「事業者別算定漏えい量等の公表」画面から検索をお願い致します。

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEES) 公表制度ウェブサイト

検索方法①で確認ができない場合には、下記、検索方法②、検索方法③でご確認をお願い致します。

検索方法②
国、地方公共団体及びこれらの関連機関の一覧から検索



- ◆ 事業者を識別するための特定排出者コード（省エネ法では特定排出者番号）は左の検索ページで検索方法を確認してください。
- ◆ 昨年度までに報告されていた事業者の番号に変更はありません。
- ◆ 検索できない場合は、GVCヘルプデスクへお問い合わせください。

6-3

報告期限、提出先、提出方法等

報告期限

特定事業所排出者

毎年度**7月末日**までに報告

特定輸送排出者

毎年度**6月末日**までに報告

提出先

- ◆ 特定排出者が行う事業を所管する大臣あてに報告
- ◆ 2以上の事業を行う者は事業を所管する全ての大臣に報告書を提出
(同じ報告書を複数の事業所管大臣に提出)
- ※省エネ法定期報告書については、経済産業大臣及び事業所管大臣の両方に提出
(荷主を除く特定輸送排出者は、国土交通大臣に提出)
- ※財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び
環境大臣が事業所管大臣の場合は、地方支分部局の長あてに報告
- ※地方公共団体(首長部局)については、経済産業大臣・環境大臣に提出

罰則

◆報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

◆20万円以下の過料の罰則

※省エネ法の報告義務違反が適用される場合

◆50万円以下の罰金

省エネ法の定期報告との関係

排出量の報告に係る負担を回避する観点から、以下のとおり、省エネ法定期報告書との併用を認めている。

- 01 エネルギー起源CO₂の排出量のみを報告する場合
 - ◆ 省エネ法定期報告書を使用して報告すれば、温対法の報告とみなす。(温対法報告書の提出は不要)

- 02 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス(6.5ガス)の排出量のみを報告する場合
 - ◆ 温対法報告書(温対法様式第1)を提出する。

- 03 エネルギー起源CO₂及び6.5ガスの両方の排出量を報告する場合
 - ◆ 省エネ法定期報告書 及び 温対法報告書を提出する。

07

排出量の公表方法

集計結果の公表

公表場所

- ◆ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト
URL:<https://eegs.env.go.jp/ghg-santeikohyo-result/>
- ◆ 令和2年度分以前は、制度ホームページにてレポート形式で公表
(事業者別・業種別・都道府県別の集計表データも併せて公表)

公表内容

- ◆ 事業者(事業所)別排出量や削減対策等の関連情報
- ◆ ガス別・業種別・所在地別の集計結果
※CSV形式での集計結果のダウンロードも可能

算定・報告・公表制度Webサイト

The screenshot shows the top portion of the website. At the top left is the Ministry of the Environment logo. To the right are navigation links: 本文へ, サイトマップ, Q&A, and お問い合わせ. Below these are text size change buttons (小, 中, 大) and a search bar with the text '検索キーワードを入力' and a '検索' button. A dark green navigation bar contains menu items: HOME, 制度概要, 算定・報告, 集計結果開示請求, ツール・システム, and 説明会・検討会. The main content area features a large image of a globe with the text: 'このウェブサイトでは地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「算定・報告・公表制度」に関わる情報を提供いたします。' Below this, there is a 'HOME' link and a dark green banner with the text '温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度とは'. At the bottom left, there is a section for '重要なお知らせ' and a 'HOME >' button.

- ◆ 最新の制度
- ◆ 制度改定に向けた議論の状況報告
- ◆ 詳細な算定・報告マニュアル

算定報告公表制度

検索

お問い合わせ

グリーン・バリューチェーンヘルプデスク

【お問い合わせ対応表】

テーマ	主なお問い合わせ内容	参照先・お問い合わせ先
サプライチェーン排出量算定 TCFD SBT RE100 CFP	サプライチェーン排出量の算定方法等についてご不明点がある場合 TCFD・SBT・RE100・CFPIに関してご不明点がある場合	GVCプラットフォーム ・ サプライチェーン排出量：測る > 01 サプライチェーン排出量について ・ TCFD・RE100：知る > 04 脱炭素経営に向けた取組の広がり ・ SBT：知る > 05 排出削減目標の設定 ・ CFP：測る > 02 製品単位の排出量算定について 排出量算定に関するQ&A チャットボット GVCヘルプデスク（本サイト）
温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (SHK制度)	SHK制度における算定方法等についてご不明点がある場合 ※EEGS内の仕様や操作方法等に関するお問い合わせはEEGSヘルプデスクへ ※省エネ法に関するお問い合わせは省エネ法ヘルプデスクへ	SHK制度に関するQ&A 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル チャットボット GVCヘルプデスク（本サイト）
電子報告システム (EEGS)	EEGSの改修点や仕様、操作方法等についてご不明点がある場合	EEGSポータルサイト EEGSヘルプデスク
省エネ法定定期報告書	省エネ法上の対応や定期報告書の作成等についてご不明点がある場合	省エネ法ヘルプデスク
フロン排出抑制法	フロン類算定漏えい量報告・公表制度における報告方法等についてご不明点がある場合	フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク
温暖化対策・環境政策全般	温暖化対策・環境政策全般に関するご意見、お問い合わせについて	MOEメール



チャットボットに質問する

◆ 略称:GVCヘルプデスク

GVCヘルプデスク

検索